

三郷市地域型保育事業の指導監査の実施に関する要領

(令和2年2月25日市長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9号から第12号までに規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業を行う者（以下「地域型保育事業者」という。）に対し、法第34条の17の規定に基づき実施する指導監査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(実施方針)

第3条 指導監査は、三郷市地域型保育事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第24号）その他関係法令に定める地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（第7条、第8条及び第10条において「基準等」という。）に基づき、地域型保育事業者がその設備及び運営について、適正かつ円滑な実施を確保するために実施する。

2 指導監査は、毎年度当初に策定する地域型保育事業指導監査実施計画（以下「実施計画」という。）に基づき、重点的かつ効率的に実施する。

3 実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 指導監査の方針
- (2) 指導監査の方法
- (3) 指導監査の対象とする施設
- (4) 指導監査の重点事項

(指導監査の種類)

第4条 指導監査の種類は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

(一般指導監査)

第5条 一般指導監査は、実施計画に基づき、原則として年に1回、実地において行うものとする。

2 一般指導監査を実施するときは、あらかじめその根拠となる法令の条項、目的、日時、場所、担当者、必要な書類等を地域型保育事業者に対し、地域型保育事業一般指導監査の実施について（通知）（様式第1号）により通知するものとする。

3 一般指導監査の結果は、地域型保育事業者に対し地域型保育事業一般指導監査の結果について（通知）（様式第2号）により通知するものとする。この場合におい

て、改善を要すると認められる事項（次条第1項第3号において「改善指導事項」という。）については、軽微なものを除き、期限を定めて地域型保育事業一般指導監査指摘事項等に関する改善報告について（様式第3号）による報告を求めるものとする。

（特別指導監査）

第6条 特別指導監査は、次の各号のいずれかに該当する場合に、特定の事項について重点的に実施する。

- (1) 事業運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由がある場合（通報、苦情、相談等に基づく、具体的な違反疑義等が把握できる情報又は違反が疑われる蓋然性がある情報により把握した場合も含む。）。
- (2) 死亡事故等の重大事故の発生又は小学校就学前子どもの生命、心身若しくは財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合。
- (3) 度重なる一般指導監査によっても、改善指導事項が是正されない場合。
- (4) 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否した場合。

2 特別指導監査を実施するときは、あらかじめその根拠となる法令の条項、目的、日時、場所、担当者、必要な書類等を地域型保育事業者に対し、地域型保育事業特別指導監査の実施について（通知）（様式第4号）により通知するものとする。ただし、前項第2号に該当する場合に実施するときは、この限りでない。

3 特別指導監査の結果は、地域型保育事業者に対し、地域型保育事業特別指導監査の結果について（通知）（様式第5号）により通知するものとする。この場合において、改善を要すると認められる事項については、期限を定めて地域型保育事業特別指導監査指摘事項等に関する改善報告について（様式第6号）による報告を求めるものとする。

（行政上の措置）

第7条 市長は、特別指導監査の結果、基準等に適合しないと認められた場合は、法その他の関係法令に基づき、行政上必要な措置を機動的に行うものとする。

（勧告）

第8条 市長は、指導監査の結果、基準等に適合しないと認められたときは、法第34条の17第3項の規定により、その事業を行う者に対し、勧告書（様式第7号）により基準等に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告するものとする。

2 前項の規定による勧告を受けた者は、勧告書が到達した日から60日以内に地域型保育事業特別指導監査結果による勧告事項の改善報告について（様式第8号）により報告を行うものとする。

（命令）

第9条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わず、かつ、児童福祉に有害であると認められるときは、法第34条の17第3項の規定により、命令書（様式第9号）により必要な改善を命令するものとする。

2 前項の規定による命令を受けた者は、命令書が到達した日から60日以内に地域型保育事業特別指導監査結果による命令事項の改善報告について（様式第10号）により報告を行うものとする。

（事業の制限等）

第10条 市長は、指導監査の結果、地域型保育事業者が基準等に適合せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められるときは、法第34条の17第4項の規定により、その事業を行う者に対し、認可の取消し等通知書（様式第11号）によりその事業の制限又は停止を命ずることができる。

（聴聞等）

第11条 市長は、指導監査の結果、命令又は事業の制限若しくは停止の処分を行おうとするときは、指導監査後、当該処分の予定者に対して、三郷市行政手続条例（平成10年条例第1号）第13条第1項各号の規定により、聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

（身分証の携帯）

第12条 指導監査を実地で行う場合において、担当する職員は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第20条に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（委任）

第13条 この要領に定めるもののほか、指導監査に必要な事項については、子ども未来部長が別に定める。

附 則

この要領は、市長決裁の日から施行する。